

社会全体で支え合う介護保険

介護保険料の納入にご理解を

介護を社会全体で支える介護保険制度も3年目に入りました。介護を必要とされる方へ給付される保険給付費の財源の約半分は被保険者の方から納めていただく保険料で賄っています。制度を運営する大切な保険料の納入にご理解をお願いします。
お問い合わせは高齢者介護課(☎721・3110)へ。

平成14年度予算

介護保険で受けられる介護サービスは、住み慣れた自宅で、自立した生活を支えるための居宅サービスと施設に入所する施設サービスがあります。
この介護サービスを利用した際の費用の1割は利用者が負担し、残り9割は保険から給付されます。この9割分と審査支払手数料

等々の費用は、公費として国が22.67%、東京都と町田市がそれぞれ12.5%を負担し、残り52.33%を保険料で賄います。保険料の内訳は第1号被保険者が19.33%、第2号被保険者が33.00%です。市の平成14年度当初予算の保険給付費の総額は127億6284万8千円です。内訳は、居宅サービス費53億8314万4千円、施設サービス費72億8028万3千円、審査支払手数料等9942万1千円です(表1)。

表1 平成14年度 保険給付費負担割合(総額127億6284万8千円) 単位:千円

	保険料		公費			
	第1号被保険者	第2号被保険者	国	国・調整交付金	都	町田市
割合	19.33%	33.00%	20.00%	2.67%	12.50%	12.50%
負担額	2,467,058	4,211,740	2,552,570	340,768	1,595,356	1,595,356

財政安定化基金拠出金等を除く(第1号被保険者は延滞金・過料等含む)

なりませず表2

普通徴収の方は、納付書により7月から翌年2月までの8期に分けて納めていただきます。納めるところは納付書裏面に記載されています。また、普通徴収の方ですべてに口座振替の登録をされている方は、引き続き指定口座から引き落としさせていただきますので、口座振替用の通知書を送付します。

特別徴収の方は、年額保険料を4月・6月・8月・10月・12月・2月に支給される年金から6回に分けて特別徴収(天引き)させていただきます。ただし、4月・6月・8月の3回は平成13年度の2月と同額を特別徴収(これを仮徴収といいます)させていただきます。残りの額を10月・12月・2月の3回に分けて特別徴収させていただきます。

平成14年度介護保険料納入通知書お送りします

第1号被保険者の方の保険料は前年分の合計所得金額及び市民税課税状況を基に賦課されます。普通徴収の方へは納入通知書兼決定通知書を、特別徴収の方へは特別徴収決定通知書を今月1日に送付します。

なお、国の特別対策としての保険料軽減の特例措置は平成13年度で終了しましたので、平成14年度は本来の額を納めていただくこと

便利な口座振替のご利用を

口座振替は、ご指定の金融口座から各納期日に保険料を自動引き落としする制度です。金融機関へ出掛ける手間や、納め忘れが無く大変便利です。普

保険料の賦課方法

第1号被保険者の方の介護保険料は4月1日現在の賦課期日で賦課されます。年の途中で65歳に到達したり、65歳以上の方が他市町村から転入した場合、また、死亡や他市町村へ転出した場合等は、月割りで賦課されます。月割り計算した結果、納め過ぎがある場合は、還付通知書を送付します。

通徴収の方は是非ご利用下さい。「口座振替依頼書」は納入通知書に同封してあります。なお、口座振替開始期以前の保険料は、口座振替のお取り扱いができませんので、お送りした納入通知書により、お近くの金融機関でお支払い下さい。

単位:円

表2 平成14年度納期別介護保険料(第1号被保険者)

要件	年額保険料	納め方	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1段階 生活保護受給者、 高齢福祉年金受給者 が世帯全員が市民税非課税	19,800	普通徴収				3,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		特別徴収	3,300		3,300		3,300		3,300		3,300		3,300	
第2段階 世帯全員が市民税非課税	29,700	普通徴収				3,800	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
		特別徴収	5,000		5,000		5,000		4,900		4,900		4,900	
第3段階 本人が市民税非課税	39,600	普通徴収				5,300	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
		特別徴収	6,600		6,600		6,600		6,600		6,600		6,600	
第4段階 市民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満	49,500	普通徴収				6,800	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
		特別徴収	8,200		8,200		8,200		8,300		8,300		8,300	
第5段階 市民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上	59,400	普通徴収				7,600	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
		特別徴収	9,900		9,900		9,900		9,900		9,900		9,900	

特別徴収は、平成13年度と同じ段階の場合この表が適用されます。

65歳になる方へ

平成14年度中に65歳になる方の保険料は、誕生日の前日が属する月の前月分までは第2号被保険者として、誕生日の前日が属する月からは第1号被保険者としてそれぞれ月割りで計算されます。第2号被保険者としての保険料は、加入している医療保険に上乗せして納めますが、月割り計算した保険料を平成14年度の1年間で徴収する場合がありま。なお、国民健康保険に加入されている方は、医療分と合算しているため、国民健康保険税の納期限(7月から翌年2月までの8回)に分けてお支払いいただくこととなります。

納付推進員が伺っています

介護保険料納付推進員(身分証明書を持っています)が保険料の未納者宅を戸別訪問して、介護保険制度の説明をし、保険料納付についての理解を求めています。未納が一定期間継続しますと、介護サービスを受ける際、給付制限等を受けることがありますのでご注意ください。災害等で保険料を納めることが困難な場合は、納期限内に高齢者介護課にご相談下さい。

家具転倒防止金具等取付事業がスタートしました

高齢者の皆さん、地震等の災害の対策は万全ですか。市では高齢者の世帯に対し、地震等により転倒が予想される家具について転倒防止金具等を取り付けることにより高齢者の生命及び財産を守る事業を始めました。取付け申請ができる高齢者の対象世帯は次のとおりです。
・65歳以上の高齢者で、一人暮らしの世帯の方
・60歳以上の親族2人以上で構成されている世帯。ただし、世帯の全員が金具等を取り付けできない場合
・市長が必要と認めた世帯
申請は地域の高齢者在宅介護

支援センター及び本庁舎2階の高齢者介護課の窓口へ。申請すると市の委託業者が自宅を訪問し、取付金具等は居室を中心に家具1台に2個まで、家具の台数は最大5台までです。お部屋の構造により、取付ができない場合もあります。自己所有以外の住宅の場合(借家・アパート、公営住宅等)は申請時に管理者・所有者からの承諾が必要です。取付け工事代金の費用は市が負担します。ただし、金具等及び補助材代金は申請者の負担となります。
問 高齢者介護課 ☎724・2140

今日・7月1日オープン

デイサービス榛名坂

7月1日、高齢者在宅サービスセンター「デイサービス榛名坂」が開業します。同センターは、市内で40番目のサービスセンターとなります。所在地は金井三丁目20番地
1、運営はNPO法人「明るい老後を考える会」が行います。主な事業は、介護保険による通所介護事業(送迎、生活リハビリ、趣味活動、食事など)で、心身機能の維持、仲間づくり及び家族介護者の負担の軽減等のお手伝いをします。また、一部、介護保険で非該当(「自立」と認定された方も利用できます。利用時間は、月々金曜日の午前9時15分～午後4時15分まで。一日の利用定員は15人程度です。
問 デイサービス榛名坂 ☎737・7131、または高齢者介護課 ☎721・3136

